

## FP Topics

### = 相続財産の考え方 =

2023年11月号

#### = One's impressions =

朝晩はかなり冷え込んできました。つい最近まで夏だったように感じているのは、私だけではないと思います。日本に四季を感じられなくなると悲しいですね。巷では著名人が亡くなられる悲しいニュースも多く聞かれます。最近、えっあの人かと驚くことが何度かありました。今月は人が亡くなった際に避けて通ることができない、相続が発生した際の相続財産の考え方について簡単に整理してみたいと思います。紙面の関係上概要のみとなっています。

#### = 民法上の相続財産 =

民法では、相続人は相続の開始の時から被相続人の一身に専属（亡くなった人のみに帰属する権利義務）するものを除いて、被相続人の財産に属するすべての権利義務を承継すると規定されています。相続人は被相続人の不動産や預貯金等だけではなく、契約上の地位や借金などの消極財産も承継します。

祭祀に関する権利（お墓や仏壇等）は相続財産には含まれません。慣習に従って祭祀を主宰すべき者が承継します（被相続人が指定した場合を除く）。

#### = 本来の相続財産とみなし相続財産 =

##### ■ 本来の相続財産

本来の相続財産とは、相続人や受遺者（遺言により財産を受け取る人）が取得した財産で金銭に見積もることができる経済価値のある全てのもの。

##### ■ みなし相続財産

本来の相続財産ではなくても、同等の経済的効果があるものについては、みなし相続財産として相続税の課税財産とみなされる。

##### ① 死亡保険金

相続により死亡保険金を受け取った場合、被相続人が負担した保険料に対応する部分の保険金。

一定の非課税規定の適用がある。

##### ② 相続人から支払いを受けた特別の寄与料

特別の寄与料の額が確定した場合、その特別の寄与料の額に相当する金額は、遺贈により取得したものとみなされる。

##### ※ 特別の寄与とは

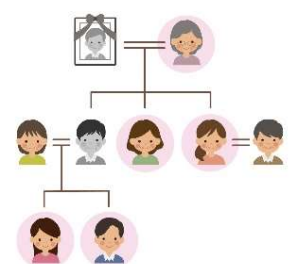
相続人以外の被相続人の親族が、被相続人に対して無償で療養看護やその他の労務を提供したことにより、相続財産の維持や増加に特別な寄与をした場合に、その寄与に応じた金銭を相続人から請求できる制度。この制度は、2018年の民法改正によって新たに創設されました。

特別寄与料の金額は、当事者間で協議した場合は自由に決めることができますが、家庭裁判所が決定する場合は、寄与の時期、方法、程度、相続財産の額など一切の事情を考慮して定められます。

##### ※ 特別寄与料を請求できる人

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ◆ 被相続人の親族であること（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ◆ 相続人でないこと（相続放棄や相続廃除などによって相続権を失った者も含まれる）
- ◆ 被相続人に対して療養看護やその他の労務の提供を無償で行ったこと。
- ◆ その労務によって相続財産の維持や増加に特別な寄与をしたこと。



■ 未支給の公的年金の受給権

老齢基礎年金や老齢厚生年金を受給する権利があった者が死亡した場合、支給されるべき未支給の年金は、3親等以内の同一生計（同じ財布で生活している）親族は、自己の名において支給を請求することができます。この未支給の年金請求権は相続財産ではなく、遺族の一時所得となります。

■ 所得税の準確定申告による還付加算金

被相続人の準確定申告とは、死亡した人の所得に対して行われる確定申告のことです。通常の確定申告とは異なり、本人ではなく相続人が申告を行います。申告の期間は、1月1日から死亡した日までで、申告の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内です。

準確定申告をした相続人が還付金を取得した場合、その還付金は本来の相続財産に含まれますが、その還付金に付された還付加算金は相続により取得したものではないことから、相続財産に含まれません。還付加算金は相続人の雑所得となります。

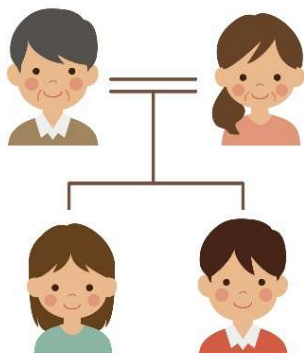
＝生前贈与に関する税制改正＝

2023年度の税制改正では、相続時精算課税制度及び暦年贈与制度について改正がありました。紙面の関係上、詳細は以下のURLからご確認ください。

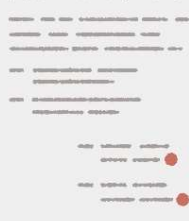
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023006-004.pdf>

はっきり言ってややこしいです・・・

ですが、相続税の節税には計画的な贈与は効果的と考えられます。税理士さん等の専門家とお話する際にも、ある程度の知識は入れておく必要があると考えます。



贈与契約書



天川河合の集落を見下ろすと、久しぶりに人の営みを感じるような気もしましたが、たったの3日しか経過していません・・・失敗した（目的を遂行できなかった）山行でしたが、この数日はなかなか濃い経験だったような気がします。

あと少しで人里に降りられる、と思うと、肩のザックが急に重く感じられるのです。ついさっきまで荷の重さをほとんど感じなかったのが不思議です。2日間の苦行のような山歩きから、今日は打って変わって、乾いた装備と爽快な身体でるんるん気分、神秘の森を駆け下っていたのです。

やはり気分が身体に与える影響は大きいのでしょう。今年は私も大病を患い、まだまだ体調は完全に戻っていないのですが、気持ちから頑張っていかないなーと切に思う今日この頃です。

天川河合の集落が見えると、もう小一時間もしないうちに集落へ降り立ちます。登山道は民家の裏庭に通じていて、この頃はまだ標識も何もなかったように記憶しています。集落の中をてくてく歩いていくと、天ノ川に架かる『河合の吊橋』を渡ります。

なかなか大きな吊り橋で、渡り初めのところに『1人づつ渡ってください』と標識がありました。高いところが苦手な人はちょっと怖いかもかもしれません！渡り終えた橋のたもとに小さな酒屋さんがあります。もちろんロング缶（ビール）を所望しました！

バス停はもうすぐそこです。人里に降りた安心感と下山後のビールの味は最高です。もしかするとこのために山に登るのかもしれませんが(\*^-^\*)

